

羽村市地域防災計画（平成25年度改定）の概要

計画の目的

羽村市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽村市防災会議が作成する計画であって、羽村市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

改定に至る経緯

東日本大震災の発生

三陸沖を震源とした国内観測史上最大となるマグニチュード9.0、最大震度7を記録した東日本大震災は、想定外の巨大地震と津波により東北地方の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらしたほか、福島第一原発の事故による放射性物質の拡散により未曾有の被害を及ぼした。

本市においては、直接的な人的、物的被害はわずかであったものの、交通機関の麻痺による帰宅困難者の発生、電力供給不足による計画停電の実施、物流ネットワークの途絶による燃料や生活必需品の買占めなどによる不足など、市民生活や事業活動に大きな影響が生じた。

今回の東日本大震災においては、東北地方を中心とする被災地をはじめ、首都圏のそれぞれの地域において、これまで想定していなかった、あるいは想定を上回る様々な被害をもたらされたところであり、こうした教訓を生かし、新たな視点からの防災対策の検討を行う必要が生じた。

国の対応

国においては、平成23年12月に「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書（総務省消防庁）を公表し、地方公共団体が地震・津波対策に係る地域防災計画を見直すにあたっての留意点や参考事例を取りまとめた。

また、平成24年8月には「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域及び被害想定」（内閣府）を公表し、平成23年12月と平成24年9月には「防災基本計画」を修正し、公表している。

この他、平成24年6月及び25年6月に「災害対策基本法」を改正し、地域防災会議の所掌事務を見直し、多様な主体の参画を可能とする改正を行うとともに、大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取り組みの強化などを図った。

東京都の対応

東京都においては、平成23年9月に「東日本大震災における東京都の対応と教訓」を公表し、平成23年11月には「東京都防災対応指針」を策定して、東京都における今後の防災対策の方向性と具体的な取り組みを示した。

また、平成24年4月には客観的データや科学的知見に基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を見直し、公表した。

平成24年11月には「東京都地域防災計画（震災編）」を修正し、公表している。

羽村市の対応

平成20年3月に「羽村市地域防災計画」を修正し、以降5年が経過する中、この間、本市では様々な防災対策を実施してきており、こうした経過を計画に整理する必要性が生じた。また、東日本大震災の被災地には数次にわたり職員を支援に派遣してきており、こうした派遣職員が肌身で感じた防災対策を計画に反映させる必要性が生じた。

こうした経過を踏まえ、「東日本大震災の発生」、「国の対応」、「東京都の対応」を見据え、東日本大震災を市の災害対策を見直す大きな機会と捉えて、平成24年度に「羽村市地域防災計画」の改定に着手した。

平成24年9月に「羽村市地域防災計画の改定方針」を作成（羽村市防災会議決定）、平成24年10月には防災会議に多様な意見の主体を構成員とするための委員の追加改正を実施、平成24年12月に「羽村市地域防災計画震災対策の骨子」を作成（羽村市防災会議決定）し、平成25年7月「羽村市地域防災計画改定素案」を作成した。この間、市民の防災に関する意識や日頃からの災害への備えの実態を把握し、これを計画に反映させることを目的として、「防災に関する市民アンケート」を実施したほか、「改定素案」については、広く市民意見を公募するなど、市の実態に沿った、実効性の高い計画改定に努めた。

平成 25 年度改定の方針

羽村市地域防災計画については、平成 20 年 3 月の修正以来 5 年が経過しており、切迫性が指摘される首都直下地震等や気候変動による大規模水害など、今後起こりうる様々な自然災害等への対策を強化するため、次のような考え方にもとづき改定を行った。

【基本的考え方】

- 1 東日本大震災の教訓の反映
- 2 首都直下型地震等の被害想定の見直しへの対応
- 3 計画の実効性の確保
- 4 計画の構成の検討

【改定の視点・課題】

計画の改定にあたっては、次のような視点及び課題について検討を行った。

- 1 全般的事項
 - (1) 自助意識の啓発・防災教育の充実
 - (2) 共助の仕組みづくりと地域防災力の強化
 - (3) 情報伝達の強化
 - (4) 災害時の応援体制の充実と受援体制の確立
 - (5) 計画全般にわたる女性の視点からの検討
 - (6) 避難所運営体制（組織）の確立
 - (7) 備蓄物資の見直し
- 2 震災対策
 - (1) 避難所対策の強化
 - (2) 職員配備体制の強化
 - (3) 帰宅困難者対策
 - (4) 放射能対策
- 3 風水害等編
 - (1) 土砂災害警戒情報、浸水被害情報などハザードマップの反映

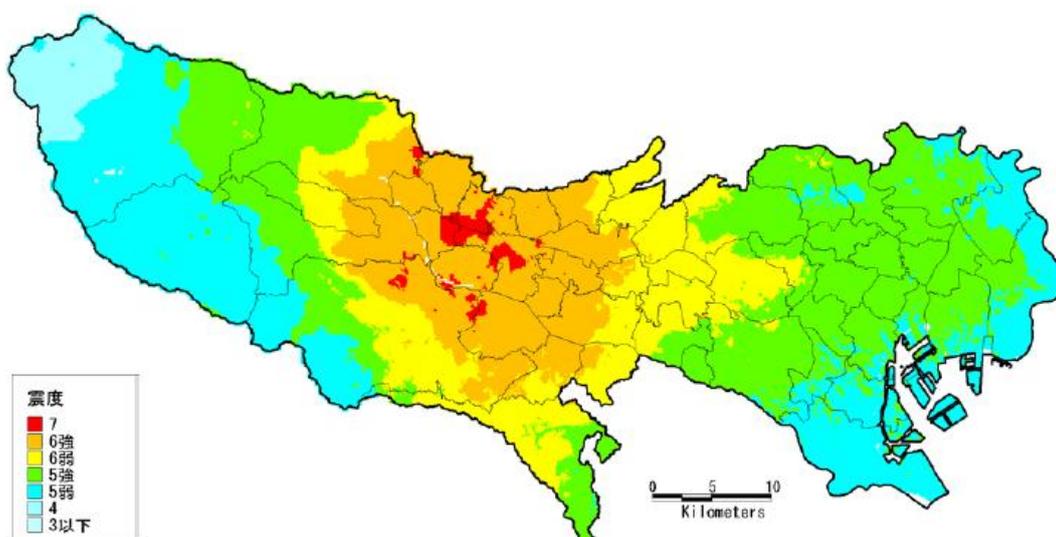
想定する被害状況

本計画の震災対策では、平成24年4月に東京都が公表した首都直下地震等のうち、羽村市で最も大きな被害が想定される「立川断層帯地震」が発生した場合の被害想定を計画の前提条件とした。

		現行地域防災計画 における被害想定 (多摩直下地震)		今回の見直しに よる被害想定 (立川断層帯地震)	
条 件	規 模	M7.3		M7.4	
	最大震度	6弱		6強	
	時期・時刻	冬5時	冬18時	冬5時	冬18時
	風 速	6m		8m	
人的被害	死 者	3人	2人	34人	62人
	負 傷 者 (重傷者再掲)	297人 (37人)	217人 (26人)	509人 (69人)	587人 (101人)
建物被害	建物倒壊(全壊)	64棟	64棟	490棟	490棟
	地震火災	7棟	12棟	396棟	2,181棟
その他	帰宅困難者	—	5,141人	—	13,497人
	避難者(1日後)	—	1,727人	18,379人	24,832人

震度分布図

○立川断層帯地震(M7.4)



目標の設定

災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。こうした趣旨を明らかにするため、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」とし、本計画における目標を、次のとおり定めた。

市は、目標達成に向けて、市民、地域、事業者及び関係防災機関と協力して対策を推進していく。

《目標1》

1 死者の減

東京都が公表した首都直下地震等の被害想定のうち、立川断層帯地震（M7.4、冬の18時、風速8m/秒）のケースでは、市内における死者は62人が想定されている。主な原因は、地震火災（45人）及び建物被害（17人）によるものであり、建築物等の耐震化の促進、出火・延焼防止への取組み、地域における防災力向上などの対策を進めるなかで死者ゼロを目指す。

2 避難者の減

立川断層帯地震（M7.4、冬の18時、風速8m/秒）のケースでは、市内において最大で24,832人の避難者の発生が想定されている。避難者発生の主な原因は、建物被害とライフラインの支障であり、建築物及びライフラインの耐震化の促進等を図ることで、避難者の減少を目指す。

3 建築物の全壊・焼失棟数の減

立川断層帯地震（M7.4、冬の18時、風速8m/秒）のケースでは、建築物の全壊棟数の発生が490棟と想定されていることから、市内の住宅の耐震化を促進することにより、全壊棟数を減少させる。

また、地震火災による焼失棟数は2,181棟と想定されている。自主防災組織等の初期消火対応など地域防災力の向上、消防署及び消防団の災害活動力の向上、「燃えない、壊れない」震災に強い都市づくりに向けた都市基盤の防災性の向上などにより、焼失棟数の減少を目指す。

【目標達成に向けた市の主な対策】

- 1 建築物等の耐震・不燃化の促進
- 2 震災に強い都市づくりの推進
- 3 地域防災力の向上

《目標2》

1 公共施設の機能停止回避

災害対策本部となる市役所庁舎の耐震改修を行い、防災活動拠点としての機能強化を図る。また、その他の公共施設についても、発災後における災害応急活動に必要となる電気、水、燃料などを確保することにより、その機能を確実に発揮できるようにしておく。

2 事業所や学校施設等の備蓄確保による帰宅困難者の安全確保

事業所及び学校等は、震災時における従業員、児童生徒等の施設内待機のための3日分の食糧等の備蓄に努め、一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで帰宅困難者の安全を確保する。

【目標達成に向けた市の主な対策】

〈公共施設の機能維持対策〉

- 1 庁舎の耐震改修と防災機能強化
- 2 公共施設の防災機能確保

〈帰宅困難者の安全確保〉

- 1 東京都帰宅困難者対策条例の周知
- 2 帰宅困難者に対する支援

《目標3》

1 ライフラインの早期回復

都は、ライフラインについて、被災者の生活と首都東京の機能を早急に回復する観点から、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させることを目標としている。

各ライフラインの事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発生時には、復旧目標や現実の被災状況を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。

2 早期の生活再建

避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建への道筋をつける。また、り災証明を速やかに発行できる体制や、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援するほか、被災状況に応じて公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

【目標達成に向けた市の主な対策】

- 1 ライフライン施設の耐震化の推進と応急復旧体制の整備
- 2 応急危険度判定の実施
- 3 被災証明業務の迅速化
- 4 避難所の確保と管理運営体制の確立
- 5 仮設住宅等の確保

計画の構成

計画は、「総則」、第1部「改定の方針」、第2部「震災対策」、第3部「災害（震災）復興計画」、付編「警戒宣言に伴う対応措置」、第4部「風水害対策」、第5部「航空機事故対策」、との構成としている。

とくに第2部「震災対策」については、従来の計画では、「予防計画」、「応急対策計画」・「復旧・復興計画」のフェーズごとに章立てとしていたが、これを施策ごとの章立てに変更し、施策ごとに、①日頃の対策（予防期における対策）、②発災時の対策（応急対策・発災後概ね72時間以内の対策）、③発災後の復旧対策（発災後概ね1週間を目途）と、それぞれの段階において「誰が、何を、行うのか」を示すよう改めている。また、従来の計画では、フェーズごとの章立てであったため、「風水害対策」が章ごとに混在する構成となっていたが、これを系統立て、「第4部」として取りまとめることで、わかりやすい計画構成とするよう改めた。

【計画の全体像（目次体系）】

総 則

- 第1章 計画の概要
- 第2章 羽村市の地勢の概況
- 第3章 市、市民及び事業者の基本的責務
- 第4章 市及び関係防災機関の業務の大綱
- 第5章 災害時の活動体制

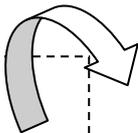
第1部 改定の方針

- 第1章 計画の全体像と改定の視点
- 第2章 被害想定
- 第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標

第2部 震災対策

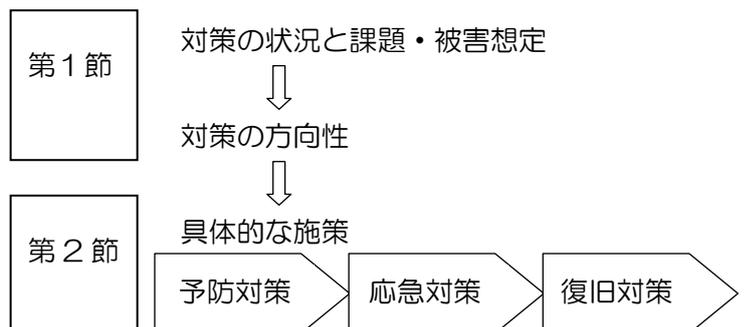
- 第1章 市民と地域の防災力向上
- 第2章 避難者対策
- 第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進
- 第4章 帰宅困難者対策
- 第5章 安全な都市づくりの実現
- 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 第7章 情報通信の確保
- 第8章 医療救護等対策
- 第9章 放射性物質対策
- 第10章 住民生活の早期再建

震災対策編



※ 第2部震災対策（各章）の構成

- ① 災害対策の施策ごとに、現在の対策の状況と課題を整理し、考慮すべき被害想定と合わせて対策の方向性を示す。（第1節）
- ↓
- ② その上で、具体的な施策（第2節）として、施策ごとに、予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策を構築している。



第3部 災害（震災）復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

第2章 震災復興計画の策定

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第2章 関係防災機関の業務大綱

第3章 事前の備え

第4章 東海地震に関連する調査情報
(臨時)・東海地震注意情報の発表
時から警戒宣言が発せられる
までの対応

第5章 警戒宣言時の対応措置

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

風水害対策編

第4部 風水害対策

第1章 予防対策

第2章 情報の収集及び伝達

第3章 水防態勢

第4章 避難対策

第5章 警備・交通規制

航空事故対策編

第5部 航空事故対策

第1章 計画の目的

第2章 応急対策

第1章 市民と地域の防災力向上

現状と課題

- ▶ 建物の耐震診断・耐震改修への支援、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策の支援・普及啓発、防災教育・防災訓練の実施・充実に取り組んでいる。
- ▶ 市民、地域の自主防災組織、事業所自らが地域防災の担い手であることを認識し、自助・共助の取り組みを強化していくため、より実効性の高い防災訓練の実施や、地域の防災リーダー、災害時ボランティア、地域の防災活動と連携する事業所等の育成が必要である。
- ▶ 地域防災の要となる消防団の活動体制の充実を図ることが必要である。

対策の方向性

- ▶ 備蓄、家の安全対策、防災訓練への参加など、市民の自助を促進
- ▶ 防災教育の充実
- ▶ 自主防災組織、事業所防災組織等、共助の仕組みの強化
- ▶ 災害時要援護者対策の充実
- ▶ 消防団体制の強化
- ▶ ボランティア活動の支援体制づくり推進

具体的な取り組み

【市民による自助】

市民は、自らの生命は自ら守ることを基本とし、防災対策に取り組む意識を醸成するため、市民や児童・生徒に対する防災教育の充実と、実践的かつ効果的な防災訓練等を通じ、知識や技能を高めるとともに、あわせて災害時要援護者等への効果的な情報提供や防災知識の普及啓発等に努める。

- ▶ 防災教育の充実
- ▶ 総合防災訓練の充実

【地域による共助】

「自分たちのまちは自分たちで守る」との意識啓発に努めるとともに、地域における防災連携体制の確立に努める。

- ▶ 地域コミュニティの活性化
- ▶ 地域・学校・事業所等の連携体制の充実

【消防団の活動体制】

消防団の存在と活動を知ってもらう広報や消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図るとともに、地域住民等と連携した防火防災教育訓練や資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図る。

- ▶ 消防団の活動体制の充実

【事業所による自助・共助】

事業者は、発災時において自らの役割を果たすことができるよう、事業者の防災力を向上させるとともに、地域の自主防災組織等との連携を促進し、地域全体の自助・共助体制を推進する。

- ▶ 事業所間及び事業所と地域の連携強化
- ▶ 事業所の事業継続計画作成支援

【ボランティアとの連携】

市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営方法等を検討し、ボランティアの円滑な受入れ体制の整備を図る。また、平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

- ▶ 災害ボランティアセンターの設置・運営

【災害時要援護者】

「災害時要援護者登録制度」について、引き続き、広報や出前講座などあらゆる機会を通じて周知に努め、制度の普及推進と充実に努めるとともに、災害時における避難支援体制の構築に努める。

- ▶ 災害時要援護者対策の充実



【小学生が参加した総合防災訓練】



【羽村市消防団】

第2章 避難者対策

現状と課題

- ▶ 現在、屋外避難場所 13 ヶ所、屋内避難所 10 ヶ所、福祉避難所 6 ヶ所を指定している。この他、市内企業、都立高校、社会福祉施設などと協定を締結し、一時的に避難所として施設を活用できる体制を整備している。
- ▶ 避難所となる公立小中学校の耐震化は全て完了。避難所管理運営マニュアルを作成し、地域の自主防災組織に配布している。
- ▶ 災害時における避難所での安心・安全の確保や、女性や災害時要援護者などの多様な避難者ニーズに応える必要がある。

対策の方向性

- ▶ 市民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
- ▶ 避難所における安全性の確保
- ▶ 避難所の管理運営体制の確立
- ▶ 女性や災害時要援護者の視点を踏まえた防災対策の充実・強化

具体的な取り組み

【避難所・避難場所の指定・安全化】

避難所の安全化対策として、避難所となる小中学校体育館の非構造部材（天井・照明等）の点検・調査を行い、必要な耐震化対策を推進する。また、施設機能、備蓄品の精査を行い、避難所機能の強化を図る。

- ▶ 避難所の安全対策の推進
- ▶ 避難所機能の強化

【避難所の管理運営体制の整備等】

避難所の管理運営体制の強化を図るため、市内小中学校 10 校の避難所ごとに、運営に係る組織の設置を進める。また、現在の避難所運営マニュアルを見直し、避難所及び福祉避難所について、より実効性の高い内容に改訂する。

- ▶ 女性の視点からの避難者対策の検討
- ▶ 福祉避難所対策の充実

【飼養動物の同行避難の体制整備】

関係機関と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、避難所における動物の飼育場所を避難所施設に応じて確保する。

- ▶ 飼養動物の同行避難の体制整備

第3章 物流・備蓄・輸送対策の推進

現状と課題

- ▶ 従来の被害想定での避難者の食料、水については3日分の備蓄体制を既に整えており、地域の拠点となる防災備蓄倉庫3ヶ所に分散備蓄を行っている。
- ▶ 避難所となる全小中学校に備蓄倉庫を設置し、避難所運営に必要な物資、資器材について備蓄を進めるとともに、児童・生徒の食料についても備蓄を進めている。
- ▶ 災害時要援護者や女性のニーズに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。

対策の方向性

- ▶ 新たな被害想定に対応した備蓄対策の強化

具体的な取り組み

【備蓄物資】

都と連携して、被害想定における最大避難者数を基準として、発災後3日分の食料等の確保を図るとともに、備蓄品目や調達先、保管方法の拡充を図るため、流通業者や業界団体と協定を締結し、実効的な備蓄体制を構築するよう、連携強化を図る。

- ▶ 備蓄物資の充実
- ▶ 避難者のニーズに即した物資の確保
- ▶ 市内事業者との連携強化



【防災備蓄倉庫】



【備蓄倉庫内部】

第4章 帰宅困難者対策

現状と課題

- ▶ 東日本大震災発生時には市内でも帰宅困難者が生じ、一時滞在施設としてスポーツセンターを開設し、宿泊に供した。
- ▶ 東京都の新たな被害想定では、市内に最大13,497人の帰宅困難者が発生することが想定されていることから、行政機関の対応のみでは限界があり、帰宅困難者自身や施設管理者、事業者等における自助・共助の取組み推進が必要である。
- ▶ 帰宅困難者対応に関する取組みの推進には、関係行政機関や鉄道事業者、市内事業者・関係団体等間での情報連絡体制の確立と関係主体間の連携体制の強化が必要である。

対策の方向性

- ▶ 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底
- ▶ 帰宅困難者一時滞在施設の確保

具体的な取り組み

【帰宅困難者対策】

「東京都帰宅困難者対策条例」の市民・事業者への周知徹底を図り、取組みを推進する。

また、駅前に滞留する帰宅困難者対策についての協議会の設置を検討するとともに、市の施設の中から一時滞在施設を指定し、民間事業者にも協力を求めるなど、一時滞在場所の確保に努める。

- ▶ 駅前滞留者対策協議会（仮称）設置の検討
- ▶ 一時滞在場所の確保

【徒歩帰宅者の支援】

災害時帰宅支援ステーションの機能・設置場所などの周知に努め、災害時の活用を促進する。

- ▶ 災害時帰宅支援ステーションの周知

第5章 安全な都市づくりの実現

現状と課題

- ▶ 都市計画として、地域地区制度を中心とした土地利用計画、公園・緑地などに関する都市施設計画、安全な住環境を確保するため地区計画などを定め、都市基盤の整備による災害に強いまちづくりを推進している。
- ▶ 平成 20 年 3 月に策定の「羽村市都市計画マスタープラン」では、まちづくりにおける防災の方針について示している。
- ▶ 東京都の新たな首都直下地震等に関する被害想定では、市内における倒壊家屋、焼失家屋が大幅に増加するとされており、具体的な対策を通じ、一層の防災性の向上、安全化に取り組む必要がある。

対策の方向性

- ▶ 震災に強い都市基盤の整備
- ▶ 建築物等の耐震化、安全対策の推進
- ▶ 消防・救助・救急体制の整備
- ▶ ライフライン施設の耐震化、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり

具体的な取り組み

【震災に強い都市基盤整備】

関係機関と協力し、震災に強い都市基盤整備に向け、都市空間の確保や緑地の保全、火災の延焼を食い止める延焼遮断帯を形成するなど、地域の防災力向上に取り組む。

- ▶ 震災に強い都市基盤の整備
- ▶ がけ・擁壁、ブロック塀、急傾斜地等の安全対策

【建築物の耐震化・安全対策】

公共及び民間建築物の不燃化や耐震化を進めるとともに、建物内での家具、什器類の転倒・落下・移動防止対策を促進し、災害に強い都市づくりと減災社会の実現に努める。

- ▶ 公共及び民間建築物の耐震化促進
- ▶ 家具、什器類の転倒・落下・移動防止対策の促進

【防火安全対策及び消防・救助・救急活動】

出火の防止、初期消火、延焼拡大防止策等の防火安全対策の強化を図るとともに、市民による救助、救急対策の強化を図る。

- ▶ 初期消火体制の強化
- ▶ 市民の自主救出活動の向上

【交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策】

道路・橋梁等の耐震化による安全確保や交通規制による円滑な交通確保など、発災後も交通機能を

維持できるようソフト・ハード両面で対策を実施する。

- ▶ 道路・橋梁の安全対策
- ▶ 交通規制の実施

【ライフライン対策】

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までのバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保対策を進める。

- ▶ 各施設の震災対策の推進
- ▶ 震災時の活動態勢の確立

【公共施設対策】

災害発生時に市及び関係機関の活動拠点として重要な機能を担う市役所本庁舎について、庁舎の耐震改修工事を行い耐震性能の強化を図るとともに、防災拠点としての整備を進める。

この他、災害発生時の応急活動拠点となる公共建築物等について、計画的な耐震診断、耐震改修を進める。

- ▶ 市役所本庁舎の耐震化

【危険物対策】

適切な危険物施設等の安全対策を進める。

- ▶ 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設の安全化
- ▶ 危険物等輸送の安全化



【家具転倒防止器具】



【公共施設耐震改修工事】

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

現状と課題

- ▶ 災害発生時に迅速に災害対策活動を実施できるよう、災害対策本部を設置し、非常配備態勢により職員が参集する態勢を整えている。
- ▶ 災害発生時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、45の自治体と災害時相互応援協定を締結している。
- ▶ より迅速な救出・救助活動を行うため、情報収集や発信・分析、救助活動の展開などを、効率かつ効果的に行う体制を構築する必要がある。
- ▶ 災害発生時の応援協定自治体との円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整機能を強化するとともに、防災関係機関等との連携を強化する必要がある。

対策の方向性

- ▶ 迅速かつ的確な初動態勢の整備
- ▶ 他自治体や民間事業者との連携強化

具体的な取り組み

【初動態勢の確立】

震災時には、市及び防災関係機関は密接な協力体制のもと、応急対策に万全を期す。

- ▶ 市及び防災関係機関の初動態勢の実施

【相互応援協力・派遣要請】

防災関係行政機関等が一体となって活動を展開できるよう、被害等の情報の共有化など、災害対応機能強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。また、協定締結団体等との連携を強化し、協力体制を確立する。

- ▶ 広域連携体制の強化
- ▶ 防災関係機関及び協定締結団体との協力体制の強化

【応急活動拠点の整備】

公園の整備や緑地等の確保、保全に努めていく中で、防災空間としてのオープンスペースの確保を図る。

- ▶ オープンスペースの確保

【事業継続計画の策定】

震災時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的として、事業継続計画（BCP）震災編を策定する。また、あわせて市内の事業者のBCP策定を支援していく。

- ▶ 市の事業継続計画（BCP）震災編の策定



【災害時相互応援協定調印式】



【災害対策本部設置訓練】

第7章 情報通信の確保

現状と課題

- ▶ 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災無線難聴地域の解消のための子局の増設や、衛星電話、PHS、緊急速報メール（IRメール）の導入など、情報通信手段の重層化に取り組んでいる。
- ▶ 被災時には、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、行政機関内部や外郭団体、防災関係機関等との情報連絡が影響を受け、発災後の初動対応に遅れや応急・復旧活動に支障が生じる可能性がある。
- ▶ 携帯電話の通信規制等により、家族の安否や交通機関の運行状況に関する情報が不足するなど、避難者や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

対策の方向性

- ▶ 多様な通信手段の確保による情報伝達、情報提供体制の整備
- ▶ 迅速かつ適切な広報・広聴活動の実施

具体的な取り組み

【防災機関相互の通信連絡体制】

災害発生時における情報通信手段の途絶に備え、防災行政無線や災害情報システムの機能拡充による内部の情報連絡体制の確保に加え、衛星電話、PHS、災害時優先電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

- ▶ 情報通信連絡体制の強化

【住民等への情報提供体制】

市民等に対する重層的な情報提供体制の整備を図るとともに、市民には情報入手方法を周知する。また、災害発生時においても、市民相互が安否確認を行うことが可能な環境を整え、こうした安否情報や災害情報などの入手方法についての啓発に努める。

- ▶ 情報伝達手段の充実



【衛星携帯電話】

第8章 医療救護等対策

現状と課題

- ▶ 地区医師会、地区接骨師会、市薬剤師会と医療救護活動等に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。また、災害対策本部に保健師、看護師、栄養士などを構成員とする救護班を編成する体制を整備している。
- ▶ 応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要。また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保することが必要。
- ▶ 医薬品及び災害時応急用資器材等を確保することが必要である。
- ▶ 迅速な検案活動等を実施するため、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が必要である。

対策の方向性

- ▶ 速やかな初動医療体制の確保
- ▶ 備蓄の充実と医薬品等の供給体制の強化
- ▶ 遺体の適正な取扱い

具体的な取り組み

【初動医療体制】

災害時における迅速な医療救護活動等を確保するために、災害医療コーディネータを中心とした災害医療体制を構築するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの連携を一層緊密にし、改めて連携・協力方法を明確にするなど初動医療体制の確保を図る。

- ▶ 初動医療体制の充実
- ▶ 災害医療コーディネーターの設置

【医薬品・医療資機材対策】

医薬品や医療資機材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した確保体制を整備するとともに、必要な備蓄に努める。また、災害時にあって供給を行うための医薬品ストックセンターを設置する体制を整備する。

- ▶ 医薬品ストックセンターの設置
- ▶ 医薬品等の備蓄体制の整備

- ▶ 医薬品・医療資器材の調達体制の整備

【遺体の取扱い】

速やかな遺体の検視・検案活動等に資するよう、遺体収容所の運営に関する体制整備を図る。また、関係機関と連携した行方不明者の捜索等の実施体制の整備を図る。

- ▶ 遺体の取扱いに係る体制の整備



【総合防災訓練でのトリアージ訓練】

第9章 放射性物質対策

現状と課題

- ▶ 東日本大震災以降、市民の不安の払拭のため、空間放射線量測定を継続して実施するとともに、東京都と連携して農作物の測定を行い結果を公表するなど、様々な対応を図っている。
- ▶ 専門家による市民向けの講演会を実施するなど市民への情報提供に努めている。
- ▶ 福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえ、同様の事態が発生した場合に円滑に対応ができる体制の構築と、市民への適切な情報提供・広報体制の構築が必要である。

対策の方向性

- ▶ 機能的に対応できる市の体制構築
- ▶ 適切な情報提供、広報の実施

具体的な取り組み

【情報伝達体制の整備】

原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

- ▶ 放射性物質への対応体制構築

【市民への情報提供】

市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

- ▶ 市民への的確な情報提供の実施



【空間放射線量定点測定（富士見公園）】

第10章 住民生活の早期再建

現状と課題

- ▶ 東日本大震災をはじめ、災害発生時における被災者の生活再建対策としてり災証明の発行を行っている。
- ▶ 災害発生時のトイレ機能の確保のため、下水道施設の耐震化、災害用トイレの備蓄、マンホールトイレの設置などに取り組んでいる。
- ▶ 立川断層帯で地震が発生した場合には甚大な建物被害が想定されており、より一層迅速な罹災証明の発行手続きと被害認定を実施する体制整備が必要である。
- ▶ 都の新たな被害想定では、下水道の管渠被害は最大で19.6%に及ぶとされ、災害用トイレの備蓄やトイレ機能の確保に引き続き取り組む必要がある。また、災害がれきは29万トンの発生が予想され、マニュアルの整備と、これに沿った処理体制の整備が必要である。

対策の方向性

- ▶ 生活再建対策の早急な実施
- ▶ 災害用トイレの確保及びし尿処理への備え
- ▶ ごみ、がれきの処理体制の構築

具体的な取り組み

【生活再建対策】

災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともにシステム化の検討を進める。また、義援金の募集・配分について必要な手続きを明確にするなど、手続きの迅速化に取り組む。

- ▶ 被災者支援システムの導入検討

【トイレの確保及びし尿処理】

災害時における避難所のトイレ不足を解消するため、各避難所へのマンホールトイレシステムの整備を進める。また、避難所に仮設トイレを設置するにあたっては、設置場所の工夫や明るさの確保等、女性や子ども、災害時要援護者へ配慮する。

- ▶ 災害用トイレの確保
- ▶ し尿処理体制の整備

【ごみ・がれき処理】

災害時におけるごみ処理・がれき処理については、東京都と連携した処理体制を整備するとともに、

「災害時ごみ処理マニュアル」、「がれき処理計画」を策定し、これに沿って迅速かつ効率的な処理に努める。

- ▶ 災害時ごみ処理マニュアルの策定
- ▶ がれき処理計画の策定



【マンホールトイレ（西小学校）】